

## 「職長教育」の補完教育および新規の受講について

### 1. 職長（RST）教育（新規）の受講について

労働安全衛生法では、電気工事業における職長（現場監督者、監視者）に対し安全衛生についての教育を行う事を義務付けていることから、従事者ランクの新規認定要件に職長教育の受講が必須となっている。（計器工事のみに従事する者は受講を推奨）

### 2. RST 取得者による補完教育（5年経過毎）の受講について

平成29年2月、厚生労働省労働基準局長より、「建設業に従事する職長等の能力向上教育に準じたカリキュラム」が具体的に示されたことから、中部電気工事協力会連合会の会議にて今後の取り組みについて議論した結果、RST 取得者による補完教育の実施については、安全確保のためにも取り組むべき課題とし、2年の猶予期間を設けて実施していくことになった。

※1年後に実績を調査し、2年の猶予期間終了後に補完教育の未受講者に対して、引込工事センター直営班・協力工事店の契約継続について検討する。

### 3. 各電気引込工事センターの受講希望者数

センター名	補完教育（人）	新規（人）	備考
静岡	200	20	
清水	116	32	
藤枝	159	23	4/20～21に藤枝センターにて新規の教育を開催予定
掛川	241	27	
浜松	500	90	
合計	1,216	192	

### 4. 受講方法について

(1) 建設業労働災害防止協会が開催する教育を受講（別紙参照）

- ・〈新規〉受講料 15,860円/1人（テキスト代、昼食代2日分込）
- ・〈補完〉受講料 10,000円程度/1人（テキスト代、昼食代込）

(2) 県協力会にて講師を手配または紹介

- ・建設業労働災害防止協会に講師を依頼（費用1人あたり10,000円程度、定員50名）
- ・中部電気保安協会へ講師を依頼

(3) 各電気引込工事センターにて、講師および会場等を手配し各自で計画実施する。